

議案第 28 号

権利の放棄について

次のように権利を放棄することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議決を求める。

令和 5 年 2 月 28 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

1 権利の概要

- (1) 債務者 所在地 別府市 法人（1 社）
- (2) 権利の名称 日出町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 15 年日出町条例第 1 号）第 13 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理手数料
- (3) 権利の総額 217,500 円

2 権利の内訳

- (1) 平成 25 年 1 月分 権利の額 107,500 円
- (2) 平成 25 年 2 月分 権利の額 110,000 円

理 由

債務者は事実上倒産しており、連帯保証人についても、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 252 条第 1 項の規定に基づき、免責の決定がなされ、債権を回収する見込みがないため、この権利を放棄したいので提出する。